

パノラマイン山中湖 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 パノラマイン山中湖が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) その他当施設が必要と求める事項

(宿泊契約締結の拒否)

第3条 当施設は次の場合は宿泊の引受をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが約款によらないもの
- (2) 満室(員)により客室の余裕のないとき
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規程または公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病と明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき

(キャンセル料)

第4条 当施設は、宿泊予約の申込者が宿泊予定の全部または一部を取り消したときは、次に掲げる区分により、パノラマイン山中湖が定めるキャンセル料を申し受けます。

取消日	個人	団体(10名以上)
1週間前	-	20%
3日前～	30%	30%
前日	50%	50%
当日	100%	100%

☆上記日は休館日を含みません。
☆上記の判断は、電話受付時間・FAX受付時間を基準とします。

(予約の解除)

第5条 当施設は、予約の申込者が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ予定時刻を明示され入る場合を除く)になっても到着しない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(キャンセル料の免除)

第6条 前項の規程により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が連絡をしないで不着のまま遅延したことが列車、航空機等公共の運輸機関の遅れなど宿泊申込者の責に帰さない理由であるときは第4条のキャンセル料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊当日、当施設の「フロント」において次の事項を登録して下さい。

- (1) 第2条1項の事項
- (2) 外国人にあつては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び出発時刻
- (4) その他等施設が必要と認めた事項

(チェックインタイム、チェックアウトタイム)

第8条 当施設の宿泊(チェックインタイム)は午後3時以降とします。また、客室を空けていただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時までとします。

(休憩)

第9条 当施設は第8条の規定にかかわらずチェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合、パノラマイン山中湖が定める休憩料を申し受けます。

(営業時間)

第10条 当施設の営業時間は、原則として次のとおりとします。

- (1) 朝食時間は午前7時30分以降
- (2) 夕食・宴会時間は午後6時00分以降
- (3) 入浴時間は午後3時00分以降

(料金の支払)

第11条 料金の支払は、宿泊者等の出発の際または当施設が請求したときにフロントにおいて行っていただきます。

(利用規則の遵守)

第12条 宿泊者はこの約款又は、当施設が定めて提示、その他の方法により周知した利用上の規則を遵守するものとします。

(宿泊継続の拒絶)

第13条 当施設は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りする場合があります。

- (1) 第3条第3号～第7号までに該当するとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第14条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。

なお、当施設の責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(貴重品の扱い)

第15条 貴重品は客室内の金庫にお入れになり、金庫の鍵はお客様が保管して下さい。また、客室内に金庫が設置されていない場合は、貴重品を「フロント」にお預けください。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊者が当施設の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は駐車場をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その倍賞の責めに応じます。

(宿泊者の責任)

第17条 宿泊者の責に帰すべき理由によってパノラマイン山中湖の施設及び什器、備品を破損または紛失されたときは弁償していただく場合もあります。